

議案第 18 号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本町の区域内の字の区域を別紙のとおり変更するものとする。

なお、当該字の区域の変更は、同条第 2 項の規定による告示の日から施行するものとする。

令和 2 年 3 月 5 日提出

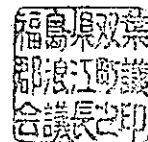
浪江町長 吉田 数博

令和 2 年 3 月 16 日 原案可決

この謄本は原本と相違ないことを認証する

令和 2 年 3 月 18 日

福島県双葉郡浪江町議会議長 佐々木 忠寿



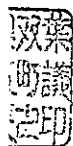
提案理由

請戸住宅団地造成工事に伴い、字の区域の変更が必要となったため。

議案第 18 号別紙

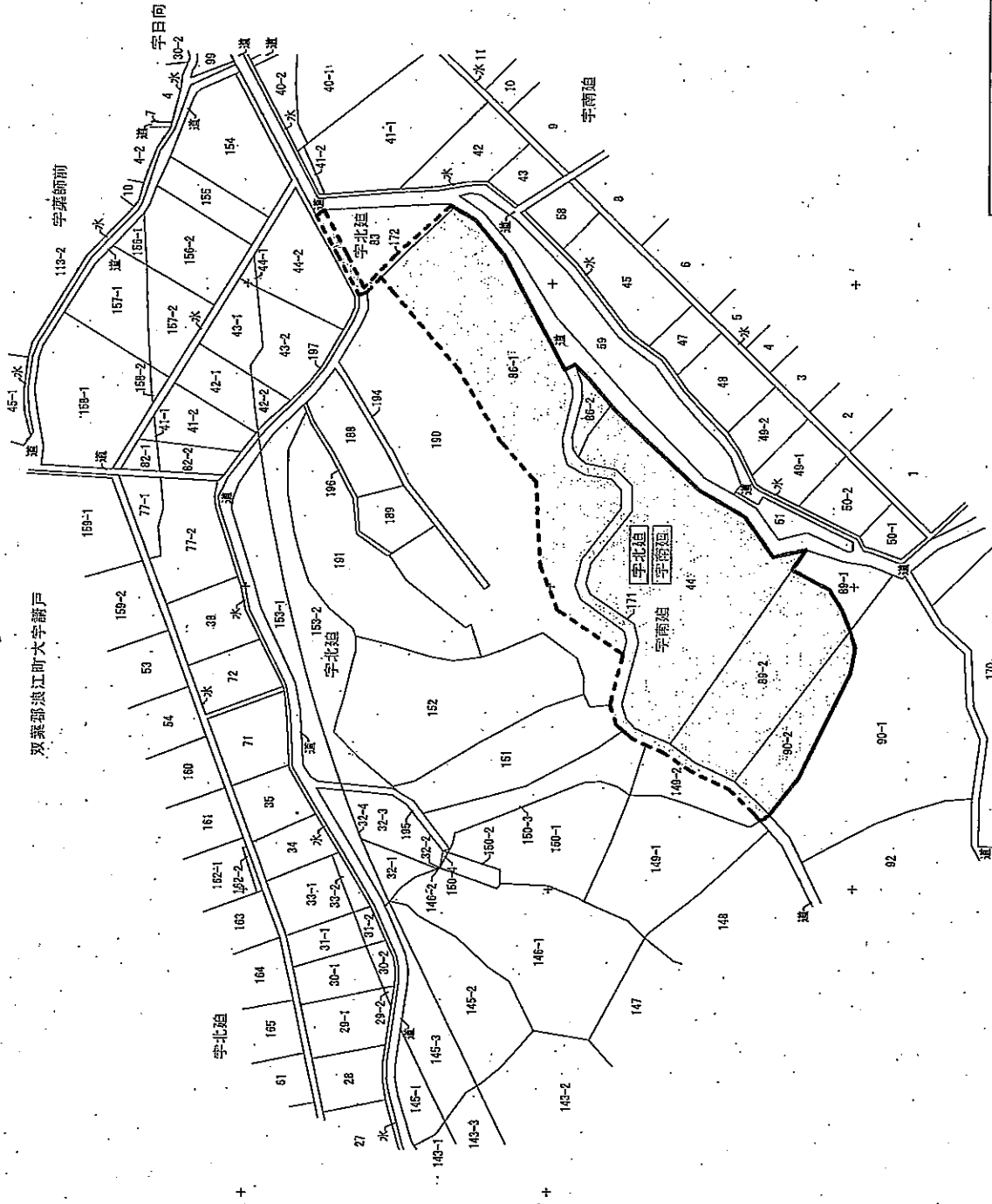
字の区域の変更調書

編入する字名		左の字に編入される区域		
大 字	小 字	大 字	小 字	地 番
請 戸	北 迫	請 戸	南 迫	44 番、86 番 1、86 番 2、89 番 2、 90 番 2、171 番、172 番



町(字)変更明細図

双葉郡浪江町大字請戸



凡例	
	新字界
	旧字界
	変更後 宇北道
	変更前 宇南道

浪江町告示第 27 号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、当町の区域内の字の区域を次のとおり変更したので、同条第 2 項の規定により告示する。

なお、この効力は、同項の規定による告示の日から生ずる。

令和 2 年 3 月 24 日

浪江町長 吉田 数博



編入する字名		左の字に編入される区域		
大字	小字	大字	小字	地番
請戸	北迫	請戸	南迫	44番、86番1、86番2、89番2、90番2、171番、172番